

施工条件明示

工事名 みどり市民体育館増築工事

1. 共通関係	
1.1	仕様書 設計図書による。
1.2	施工管理 建設業法に則り、有資格者を適切に配置すること。
1.3	工事打合せ書 施工にあたっては、発注者及び工事監理者との連絡を密に行い、契約上協議・変更等が必要となる場合は、工事打合せ書を提出し、監督員の指示に従うこと。
1.4	コリンズ（CORINS）への登録 工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
2. 工期関係	
2.1	近接工事 本工事の施工期間中に、別途発注工事等が実施される場合は、関係業者及び監督員と十分に連絡調整を行うこと。
2.2	制約条件 本工事は、既存体育館の利用を原則として継続しながら施工するものとする。 工程計画の作成にあたっては、既存体育館の開館状況、施設利用状況、市主催事業、各種大会・イベント等を十分考慮すること。 工事内容により、やむを得ず既存体育館の全部又は一部の利用を制限又は停止する必要がある場合は、十分な期間をもって事前に監督員と協議し、承諾を得ること。
2.3	協議 既存体育館の運営又は施設利用者に影響を及ぼす作業については、施工方法、施工時期、利用者への影響等について、事前に監督員と協議すること。
2.4	余裕工期 本工事における余裕工期は、特になし。 なお、工事工程報告書を各月末に監督員に提出するものとし、工程が遅延するおそれがある場合は、速やかに監督員に報告し協議すること。
2.5	支障案件 既存施設との接続、既存設備の切替えその他既存体育館の運営に影響する施工については、事前に監督員及び関係者と協議すること。
2.6	不稼働日 工期は、雨天、休日、夏季休暇、年末年始、完成図書作成期間等を見込むものとする。
3. 用地関係	
3.1	工事用地 工事に使用できる範囲は、設計図書に示す範囲とする。
3.2	施工用地 工事用車両、資材置場、現場事務所その他施工に必要な用地については、既存体育館利用者の駐車場及び通行動線への影響を最小限とするよう計画し、事前に監督員と協議すること。

4. 周辺環境保全関係	
4.1	建設公害 本工事に使用する建設機械については、関係法令等に適合するものを使用すること。 騒音、振動、粉じん等について、既存体育館利用者及び周辺住民への影響を最小限とするため必要な措置を講ずること。
4.2	現場排水 現場排水については、周辺施設及び既存体育館の利用に支障を及ぼさないよう適切に処理すること。必要が生じた場合は監督員と協議すること。
4.3	事業損失 本工事の施工に伴い、既存施設又は第三者の所有物等に影響を及ぼすことが懸念される場合は、必要に応じて施工前の現況を写真等により記録し、監督員に報告すること。特に、敷地境界付近の民地側構造物については、着工前に写真等により現況を記録すること。
5. 安全対策	
5.1	保安施設 群馬県技術基準に準じ、工事区域と既存体育館利用区域を明確に区分し、仮囲い、バリケード、立入禁止標識その他必要な保安施設を設置すること。
5.2	近接施設 関係者以外が工事区域内に立ち入ることがないように、安全対策を徹底すること。
5.3	防護施設 工事に伴い、危険が生じるおそれのある箇所については、防護柵、安全標識その他必要な防護施設を設置すること。
5.4	交通誘導員 工事車両と施設利用者の車両又は歩行者の動線が交錯する箇所等については、必要に応じ交通誘導員を配置すること。配置計画については事前に監督員と協議すること。
5.5	安全教育・研修・訓練 工事現場においては、労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに、全作業員を対象として定期的に安全教育、研修及び訓練を実施すること。
6. 仮施設関係	
6.1	工事用車両の運行経路 工事用車両の出入口及び運行経路については、既存体育館利用者の安全を最優先とし、施設利用者の車両及び歩行者動線との交錯を可能な限り避ける計画とすること。 必要に応じて運搬ルートを作成し、監督員と協議すること。
7. 仮設工関係	
7.1	仮囲い等 工事区域には、設計図書に基づき仮囲いその他必要な仮設施設を設置すること。 既存体育館利用者の安全及び施設運営に十分配慮した仮設計画を作成し、施工前に監督員と協議すること。
8. 建設副産物関係	
8.1	発生土処分 本工事の施工により発生する建設発生土のうち、埋戻し等に使用するものは場内仮置きの上再利用し、余剰となる建設発生土については、場外搬出の上、適切に処理するものとする。 処分に当たっては、必要な土質・土壌試験等を実施すること。 なお、建設発生土の処分先については、関係法令等に基づき適切な受入場所を選定し、事前に監督員と協議すること。
8.2	排水等廃棄物処分 特になし。
8.3	マニフェスト 産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に提示すること。

	8.4 建設副産物の処理 本工事の施工により発生する建設副産物については、関係法令等に基づき適正に分別、再資源化及び処理を行うこと。 建設副産物の処分先については、関係法令等に基づき適切な処理施設を選定し、事前に監督員と協議すること。
	8.5 建設副産物実態調査 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を施工計画書に含めて提出し、工事完了後は実施状況を記録した実施書を提出すること。 なお、所定のシステムに登録している場合は、その登録証明書を提出すること。
	8.6 アスベスト含有建材の処理 既存建築物等の撤去、改修等を行う場合は、関係法令に基づき石綿含有建材の有無について必要な事前調査を行うこと。 石綿含有建材が確認された場合は、速やかに監督員に報告し、関係法令に基づき適切に処理すること。
9. 道路復旧工関係	
	9.1 道路復旧工 工事に伴い既存道路等を損傷した場合は、監督員と協議のうえ適切に復旧すること。
10. 埋戻工関係	
	10.1 埋戻工 本工事における埋戻し及び盛土の材料は、設計図書によるものとする。 埋戻し土については、標準仕様書表3.2.1によるB種を基本とする。 なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、監督員と別途協議するものとする。
	10.2 密度試験 設計図書による。
	10.3 現場CBR試験 設計図書による。
11. その他	
	11.1 既存施設の保全 既存体育館、既存工作物、舗装、植栽その他既存施設については、工事による影響が生じないよう十分に保全すること。損傷した場合は、監督員に報告のうえ適切に復旧すること。
	11.2 関係法規 関係法規を遵守すること。
	11.3 施設利用者への配慮 工事期間中は、既存体育館利用者の安全及び利便性に十分配慮すること。 工事に伴い施設利用者への周知が必要となる場合は、周知内容及び時期について事前に監督員と協議すること。
	11.4 停電・断水等 既存体育館の停電、断水、通信停止、設備停止等を伴う作業を行う場合は、十分な期間をもって事前に監督員と協議し、承諾を得ること。
	11.5 別途工事等との調整 別途発注工事、発注者が行う備品・什器等の搬入その他関連する作業について、関係者と連絡を密にし、工程及び施工上必要な調整に協力すること。
	11.6 その他 設計図書と現況との相違その他施工上疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、協議のうえ施工すること。